令 和	年寄附分	市町村民税	寄附金税額控除に係る申告特例申請書
-----	------	-------	-------------------

	年 月 月 旦 市 長	日殿			整理番号									
/\ n	T	. //	•		フリガナ	<u> </u>								
住 所					氏 名									
					個人番号									
電話番号					生年月日	明·大 平·令								
控除対象	寄附金」とレ 特例(以下	いう。) に	こついて	、同法附	l 条の7) 第2 則第7条第13 の適用を受け。	頁(第8	項)	の	規定に	よる	寄附金	定税额	頁控隊	余に
	上記に記載し 請事項変更履				場合、申告特例 へ。	対象年の	の翌	年の)1月	10 日	までに	こ、申	告件	寺例
号すす	のいずれかい る場合にあっ 。その場合い	こ該当す っては、 こ寄附金	る場合 同号に信 税額控	には、申 [・] 系るものに 除の適用:	情を行った者が 告特例対象年に に限る。)につい を受けるために 守県民税の申告	- 支出し ハて申告 - は、当	た分の外	きての 寺例の 子附っ	の寄附 の適用 金税額	金(は受 控除	同項第 けられ	第4号 υなく	子に記なり	亥当)
. 当団	体に対する	寄附は	こ関す	る事項										
	寄图	付年月	Ε					寄图	付金額					
申告の		を受ける	うための	申請は、	】 〕及び②に該当 - ックをしてく)み~	するこ	とが゛	できま	きす。		円 なび
申告のに該当	特例の適用 する場合、そ 可税法附則第	を受ける れぞれ	ための 下の欄の 第 1項	申請は、(D□にチュ (第8項)	に規定する	ださい。 <u></u> 申告特(例文	 象	 	であ	っる		① <i>y</i>	とび
申告の に該当 ① 地方 (注)	特例の適用 する場合、そ 可税法附則第	を受ける れぞれ 5 7条第 則第7	ための 下の欄の 5 1項 条第1項	申請は、()口にチュ (第8項) i(第8項)	-ックをしてく	ださい。 <u></u> 申告特(例文	 象	 	であ	っる		① <i>y</i>	とび
申告の に該当・ ① 地方 (注) (1) (2)	特例の適用 する場合、そ 税法附則第 地方税法附 もと見込まれ 特例控除対 特例控除対 特例控除対	を受ける れる アネ 年	ための 下の欄の 51項 51項 51項 51項 51項 51 51 51 51 51 51 51 51	申請は、(の) (第8項) (第8可) (第9可) (第	ニックをしてく に規定する) に規定する) に規定する 分の所得税につい 21条(第1項た 年の4月1日の	ださい。 申告特例 中告特例 いだし書を	例対 税法 検 戻分	十象 ⁻ 象寄 第 1 。)	寄附者 附者と 20条第 の規定 町村民	で は、 (野1項 の 続・	oる (1)及で の規定 同を受り 道府県	バ(2)に ごによ ける者	① 	をび
申告の に該当。 (注) (注) (1) (2)	特例の適用 する場合、そ 税法附則第 地方税法附 もと見込まれ 特例控除対 言書を提出する 特例控除対 で、当該寄附金	を受ける。 を受ける のでれ ので、 ので	ための欄の 「1項」 条第1項 条第1項 を支出する を対象を支出する。	申請は、(ウローにチュー(第8項) (第8項) (第8項) (第8項) (第8項) (第8項) (第8項)	ニックをしてく に規定する) に規定する) に規定する 分の所得税につい 21条 (第1項た	ださい。 申告特例 中告特例 がだし書を ながれる。	例文 対対 税除 度市	ナ象: ・	寄附者 附者と 20条第 の規定 町村氏 民税・道	では、(1項用 税 税 税 税 税 県	oる (1)及び の規定 同を受い 道 民税の	バ(2)に ごによ ける者	① 	をび
申告の に該当・ (注) (注) (1) (2)	特例の適用 する場合、そ 税法附則第 地方税法附別第 地方税法まれ 特例控除対 言書を提出する 特例控除対 に 当該申告書	を受ける。 そのでれ 「「「「「「」」 「「」 「 「	5.1項 第1項 第1項 を東 を支 を対 を対 を対 を対 を対 を対 を対 を対 を対 を対	申請は、(の (第 8 項) (第 8 頁) (第 8 頁) (第 8 頁) (第 8 頁) (第 8 頁) (8 百) (8	ニックをしてく に規定する) に規定する。 分の所得税につい 21条(第1項た 年の4月1日の 除を受ける目的	ださい。 申告特例 申告特例 がだし書を年 に、 はよる年 に、 は りの提出	列 対 税除 度市会	ナ象 第 第 1 の 市 5 で の 1 で 0 で	寄附者 20条第 の規定 同町村民税・選 のを要	は、1項用・原列の 現所の はいまた はいまた はいまた はいまた はいまた はいまた はいまた はいまた	の規定の規定の規定の規定の規定の規定の規定の規定の規定の規定の規定の規定の規定の	バ(2)に ごによ ける者	① 	をび
申告のに該当で (注) (注) (2) (注) (注) (注)	特例の適用 特例の適、そ 税法 所則第 地 見 例 控出 か 特別 を 例 接出 を 解 と の 大税 と 見 が と に と に と に と に と に と に と に と に と に と	を で で で で で で で で で で で で で	ため 欄 の	申請は、(コロロ	ニックをしてく に規定する) に規定する) に規定する (第1項た 年の4月1日の に除を受ける目的 される確定申告	だ = 中 = 中 + 中 + 中 + 中 + 中 + 中 + 中 + 中 + 中	列 対 税除 度市を 該 者	十象等第10の計算をある。	寄附者と20条第一式の 20集がは 20集がは 20条第一式の で で る の で る の の の の の の の の の の の の の	では、10万税前にして、請が果いしあった。	の規定の規定を 前 の 対 で 対 の 対 が 対 が 対 が 対 が 対 が 対 が 対 が 対 が 対 が	が(2)は によける ま 民税 日申告	① 図 図 図 図 図 図 図 図 図 図 図 図 図 図 図 図 図 図 図	
申告のに該当で (注) (注) (2) (注) (注) (注)	特例の適用 特例の適、そ 税法 所則第 地 見 例 控出 か 特別 を 例 接出 を 解 と の 大税 と 見 が と に と に と に と に と に と に と に と に と に と	をれて (で) 第7 (で) 第3 (で) 第4 (で) 第5 (で) 第5 (で) 第6 (で) 第6 (で) 第7 (で) 第	ため欄の 「	申請は、(コー) (第 1 年 1 年 1 年 1 年 1 年 1 年 1 年 1 年 1 年 1	ニックをしてく に規定する) に規定する) に規定する (第1項た 年の4月1日の (論を受ける (記) に規定する (記) に規定する 規定する要件に (例の適用を受け	だ = 中 = 中 + いだ 属以書 - 3 i i i i i i i i i i i i i i i i i i	列 対 税除 度市を 1 者申 -	十象等第1100の計算を表現します。 かいまま はいまま はいまま はいまま はいまま はいまま はいまま はいまま	寄附者と 20 所代を 30 所代を 30 条定 氏道要 者 申道	で は 1 7 3 7 3 4 5 6 1 7 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	の 別	が(2)は によける ま 民税 日申告	① 図 図 図 図 図 図 図 図 図 図 図 図 図 図 図 図 図 図 図	
申告のに該当で (注) (注) (2) (注) (注) (注)	特例の高、 一	をれて (で) 第7 (で) 第3 (で) 第4 (で) 第5 (で) 第5 (で) 第6 (で) 第6 (で) 第7 (で) 第	た下 1 第 1 をい を	申請は、(コー) (第 1 年 1 年 1 年 1 年 1 年 1 年 1 年 1 年 1 年 1	マクをしてく に規定する に規定する に規定する に規定する の所得税に可た 年の4月1日目の に対定申告 に対定申告 に対 要呼受る 関定する 関定する のがされる では 対応でする に対 でいて に対 でいて のいて に対 でいて のいて に対 でく	だ = 中 = 中 + いだ 属以書 - 3 i i i i i i i i i i i i i i i i i i	列 対 税除 度市を 1 者申 -	十象等第1100の計算を表現します。 かいまま はいまま はいまま はいまま はいまま はいまま はいまま はいまま	寄附者と 20 所代を 30 所代を 30 条定 氏道要 者 申道	で は 1 7 3 7 3 4 5 6 1 7 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	の 別	が(2)に による 税告 告又は	①	

様

千葉県大網白里市

受付団体名

氏 名